

## 令和4年度マンション等管理者講習会 動画②「プラスチック製品の分別回収の開始」

### 【スライド1枚目】（0分0秒～0分18秒）

令和4年度マンション等管理者講習会に御参加くださり、ありがとうございます。

動画は全部で3つあります。この動画②では、令和5年4月から開始予定のプラスチック製品の分別回収について、御説明いたします。

### 【スライド2枚目】（0分19秒～1分10秒）

はじめに、京都市のごみの現状について御説明いたします。

京都市の家庭と事業所から排出されるごみを合わせた令和2年度の京都市民1人1日当たりのごみの量は、約760gです。具体的に御想像いただけるよう、コンビニエンスストアで販売されているおにぎりに換算すると、7個分程度になります。この値は、環境省による調査の結果、全国の政令市及び人口50万人以上の都市で全国最少となりました。

ちなみに、令和3年度の京都市民1人1日当たりのごみの量は、家庭ごみが399gと、前年度の404gから、さらに減少しています。

### 【スライド3枚目】（1分11秒～2分47秒）

ごみ量の推移を見てみましょう。京都市が受け入れる家庭から排出される「家庭ごみ」と、事業所から排出される「事業ごみ」を合わせたごみ量は、ピーク時の平成12年度には年間82万トンありました。

ごみの量は20年にわたり減少し続け、令和2年度には年間38.5万トンまで減りました。市民・事業者の皆様の御理解と御協力により、平成27年3月に策定した「新・京都市ごみ半減プラン」に掲げた、令和2年度までにごみ量をピーク時から半分以下にするという目標を達成することができました。

この間のごみの減量に伴い、平成16年度まで5工場あったクリーンセンター(焼却施設)を、平成25年度には3工場まで減らすなど、処理体制の見直し・縮小等を実施し、令和2年度の年間ごみ処理費用は、ピーク時の平成14年度(367億円)と比べると、133億円、約4割の削減となりました。

しかし、平成29年度以降、ごみの減量はわずかな量にとどまっており、市民・事業者等の皆様との協働のもと、より一層のごみ減量の取組を推進する必要があります。

ごみを半分に減らしたのに、なぜ、まだ減らさなければならないのか、と疑問をお持ちの方もおられるかもしれません。それには3つの理由があります。

### 【スライド4枚目】（2分48秒～4分19秒）

1つ目は、クリーンセンター2工場で処理できる量まで減量する必要があるからです。

既存の3つのクリーンセンターをできるだけ長く使うためには、定期的なメンテナンスに加え、約20年間使用した後に大規模な改修が必要になります。その際には、約2年

間にもわたり、2工場で市全体のごみを処理しなければなりません。

ひとたび、大規模災害が起これば、大量の災害廃棄物の発生や、工場の一時的な稼働停止が想定されるため、平時から十分にごみを減量しておく必要があります。

2つ目は、年間のごみ処理費用の削減です。直前の画面で、ピーク時から約4割コストカットできた、とお伝えしましたが、令和2年度の年間ごみ処理費用は、約234億円もかかっています。京都市の財政は非常に厳しく、さらなる経費節減が必要です。

3つ目は、本市唯一の最終処分場の埋立期間が、残り50年しかないからです。不燃物や、ごみの焼却により生じた灰は、最終処分場にうめ立てることになります。最終処分場をできるだけ長く活用していくためには、可能な限りごみの減量を図る必要があります。

#### 【スライド5枚目】（4分20秒～4分52秒）

最終処分場である東部山間埋立処分地は、昭和52年の計画発表以来、22年の歳月と、523億円もの経費を投入して建設され、平成12年4月から、焼却した後に残った灰等を埋め立てています。

こちらの写真は、平成19年と、平成25年に撮影したものです。6年間で埋め立てが進んでいる様子がお分かりいただけるかと思えます。

#### 【スライド6枚目】（4分53秒～5分46秒）

こちらの写真は、埋め立て開始から約23年後の令和5年に撮影した写真です。先程の写真と比べ、さらに埋め立てが進んでいる様子がお分かりいただけるかと思えます。

三山の山並みに囲まれた歴史的景観や自然環境を破壊することなく、市街地隣接地に、現在の最終処分場に匹敵する大規模な処分場を新たに開発することは、厳しい本市の財政状況からも極めて困難であるため、新たな埋立処分場の計画は現在ありません。東部山間埋立処分地を市民の貴重な財産として、より長く使用していくため、豊かな経済活動を維持しつつ、いかに、「燃やすごみ」を減らすかということが大きな課題となっています。

#### 【スライド7枚目】（5分47秒～6分53秒）

そこで、京都市では、令和3年3月に、新たな京都市循環型社会推進基本計画として、「京・資源めぐるプラン」を策定し、「ごみ半減」の次のステップとして、今後10年間でより資源循環に重点を置いた施策を展開していくこととしました。本計画では、京都市が受け入れるごみ量を、令和3年度の38.1万トンから、令和12年度までに37万トン以下に減らす、という目標を掲げています。

新しいプランのキーワードは、「リニューアブル」です。リニューアブルとは、石油等の化石資源と比べて短時間で再生できる、植物などの天然の資源を原材料として利用することで、資源の枯渇や温室効果ガスの発生を抑制する、という考え方です。目標の達成に向け、ごみの減量とともに、ごみになっていたものを資源として循環させる取組を推進していきます。

【スライド8枚目】（6分54秒～8分40秒）

また、本計画では、あるべき社会の姿として、「持続可能な循環型社会」の実現を目指すことを基本理念に掲げています。その実現に向け、3つの基本的な方向性を示しています。

1つ目が、暮らしと事業活動における、2Rの推進及びリニューアブルへのチャレンジ。「しまつのこころ」など、京都が培ってきた文化を大切にしながら、市民の価値観やライフスタイルの転換、生活・事業活動の質の向上とともに、市民・事業者・行政等の各主体による、2Rやリニューアブルの取組を推進することにより、ごみの出ない暮らしや事業活動への転換を図ります。

2つ目が、質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルとエネルギー創出の推進。地域コミュニティや事業者との協働による、分別・リサイクル及びバイオマスを中心としたエネルギー創出を、受け皿の充実やイノベーションの促進などの基盤整備とともに進めることで、より質の高い資源循環システムの構築を目指します。

3つ目が、自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築。発災時に災害廃棄物を迅速に処理できるよう、廃棄物の収集から処理、最終処分に係る適正処理体制を、平時から維持・更新しておくとともに、高齢者のごみ出し支援など、長寿社会の進展にも円滑に対応できる強靱な廃棄物処理体制を構築します。

【スライド9枚目】（8分41秒～9分49秒）

このようなビジョンを掲げている本計画では、重点取組の1つに「徹底したプラスチックの資源循環」があります。

京都市では、平成19年10月から、プラスチック製の容器包装の分別収集を全市で実施しています。

京都市が受け入れる使い捨てプラスチックの排出量は、平成12年度のピーク時に約6万トンありましたが、令和元年度には5.1万トンまで減らすことができました。

しかし、まだまだ燃やすごみの中にプラスチックごみが混入しています。

家庭ごみの分別対象としているプラスチックごみ量に対する、リサイクルされた割合である分別実施率は、40%台にとどまっております。近年では新型コロナウイルス感染症の影響により、燃やすごみに混入するプラスチックごみが増加傾向にあります。

今後、令和12年度までに分別実施率60%を目指し、プラスチックの分別・リサイクルを推進していきます。

【スライド10枚目】（9分50秒～10分32秒）

さらに、使い捨てプラスチックの削減の具体的な指標として、令和12年度までに、ピーク時の平成12年度に比べ、年間のレジ袋の使用量の9割削減、ペットボトルの排出量の半減という、国の目標を大きく上回る数値目標を設定しています。

具体的にイメージいただくために、市民1人当たり換算すると、令和元年度の1年間にレジ袋220枚、ペットボトル180本も捨てていたのを、今後約10年で、レジ袋を35枚、ペットボトルを90本にまで減らすことを目標としています。

【スライド11枚目】（10分33秒～11分26秒）

なぜ、プラスチックごみを削減する必要があるのか、と疑問をお持ちの方もおられるかもしれませんので、ここでご説明いたします。

プラスチックは、原材料として石油等が使用されており、焼却に伴って、温室効果ガスが発生し、地球温暖化の原因の一つとなっています。

また、自然環境への流出に伴う生態系への悪影響、特に、海洋への流出による海洋汚染が世界的な問題になっています。

プラスチックの資源循環に取り組むことで、石油等の資源の消費が抑制され、地球温暖化や海洋汚染等の地球環境への負荷の低減、生物多様性の保全にもつながるため、近年、特に重要視されています。

【スライド12枚目】（11分27秒～13分04秒）

近年のプラスチックの環境問題への世界的な関心の高まりを受け、国でも様々な取組が進められています。

国では、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという「拡大生産者責任」という考えのもと、平成12年度から、容器・包装リサイクル法に基づき、プラスチック製の容器・包装の分別収集に取り組んできました。この法律により、消費者が排出したプラスチック製の容器・包装を自治体が収集し、メーカーが再商品化・リサイクルする仕組みができました。

しかし、家庭から排出される、プラスチック製の容器包装以外のプラスチック製品については、現在においても、そのほとんどが焼却処理されています。

その後、令和になり、プラスチックごみの資源循環に向けた国の取組が加速しました。令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」を策定したうえで、令和2年7月からレジ袋が有料化されました。また、令和3年6月には、「プラスチック資源循環促進法」を制定し、ストローやスプーンなどの使い捨てプラスチック製品12品目の使用の合理化のほか、家庭からごみとして排出されるプラスチック製品の分別収集・再商品化の促進などの方針が示されました。

【スライド13枚目】（13分05秒～14分11秒）

このような国の動きを受け、京都市では、プラスチック製品の資源循環の促進を図るため、令和3年度にプラスチック製品を分別収集する社会実験を行い、分別方法や収集・処理の在り方を検討しました。

令和3年7月から10月にかけて、約1,000世帯の方々に御協力いただいた実験の結果、プラスチック製の容器・包装とプラスチック製品を合わせた回収量は、これまでより約4割も増えました。

また、市民の皆様からも、分別に協力できる、プラスチック製容器・包装とプラスチック製品を一緒に回収する「一括回収」が分かりやすい、とのお声を多数いただきました。

この社会実験の成果を踏まえ、この度、令和5年4月からプラスチック製品の分別回収を

実施することとしました。

以降、プラスチックごみの分別方法等がどのように変わるのかを御説明いたします。

**【スライド14枚目】（14分12秒～15分00秒）**

まず、分別対象となる「プラスチック製品」について御説明いたします。

1つ目は、100%プラスチック素材だけでできたものです。例えば、歯ブラシやスプーン、フォーク、ストロー、食器類、保存用の容器や袋、バケツ、ケース類、プランター、スポンジなどが挙げられます。世の中には、プラスチックが使われているものが非常に多くありますが、プラスチックだけでできたものであれば、その多くが対象になると思われれます。

ただし、飲料や調味料のペットボトルは、引き続き、缶、びんと一緒に回収するため、「プラスチック製品」の対象外です。

**【スライド15枚目】（15分01秒～15分45秒）**

2つ目は、大部分がプラスチック素材で、一部に金属などが含まれているものです。例えば、電池や電気では動かないおもちゃ、洗濯ばさみ、ハンガー、ブラシ類、じょうろ、筆記具、クリップ、ファイル類、うちわなどが挙げられます。

電池や電気で動くものは、たとえ、電池等を取り外しても、対象外となりますので、御留意ください。

捨てていただく際に、無理にプラスチックの部分と他の部分とを分けていただく必要はありません。ただし、ボールペン等の筆記具はインクを使い切るか、芯を取り除いてから捨ててください。

**【スライド16枚目】（15分46秒～16分47秒）**

記録媒体類は、これまで「拠点回収」に持ち込んでいただいていたのですが、令和5年4月からは「プラスチック製品」の回収対象となります。フロッピーディスクや、CD、DVDなどの光学ディスクは、「プラスチック製品」として出していただけます。

しかし、カセットテープやビデオテープなどの磁気テープ類は、中のテープが取り除かれたものや、テープの部分が長さ50cm未満になるように切断されたものについては、「プラスチック製品」としてお出しいただけます。磁気テープ類のテープ部分を切断することが難しい場合は、引き続き「拠点回収」に持ち込んでください。

なお、「プラスチック製品」の回収対象となる、CD、DVDなどの光学ディスクは、4月からは「拠点回収」にお持ち込みいただけません。

**【スライド17枚目】（16分48秒～17分06秒）**

新たに分別対象となるプラスチック製品についても、これまで分別いただいていたプラスチック製の容器と包装と同様、食品汚れや土砂汚れなどが付いている場合は、軽く水洗いするなどして、汚れを取り除いてください。

**【スライド18枚目】（17分07秒～17分59秒）**

次に「プラスチック製品」として、分別回収できないものを御説明します。

全て、またはほとんどが、プラスチックでできているものであっても、汚れがひどくてとれないものは、リサイクルできません。塗料や粘着剤、セメント、土などが固化したものなど、洗うなどしても汚れのとれないものは、「燃やすごみ」として出してください。

汚れではなく、経年劣化等による損傷や変色のあるものは、リサイクルできます。よって、分別対象となる「プラスチック製品」として出してください。

ただし、破片などで、収集員や手選別を行う作業員がけがをするおそれがあるような場合は、厚紙などに包んで「燃やすごみ」の袋の真ん中に入れてください。

**【スライド18枚目】（18分00秒～18分31秒）**

履物やかばんなど、石油化学繊維や合成ゴム等が使用されている製品は、事業所からごみとして排出する場合は、産業廃棄物の一種である、「廃プラスチック類」に該当します。

しかし、家庭ごみとして排出する場合は、これらは引き続き「燃やすごみ」になります。

ただし、汚れていない古着や古布はリサイクルできますので、「拠点回収」にお持ち込みください。

**【スライド19枚目】（18分32秒～19分40秒）**

また、次のようなものも「プラスチック製品」として分別回収することができません。

大型ごみとして捨てるべきもの。衣装ケースやお風呂のフタ、ポリタンク、クーラーボックス、スーツケースなど、従来から大型ごみとして出すことになっている最長部が50cm以上のものは、引き続き、「大型ごみ」として出してください。大型ごみを分解、破碎、切断などしていただいても、分別区分は「大型ごみ」に変わりません。大型ごみは分解等せず、お出してください。

ひも状、シート状のもので、長さが50cm以上のもの。ビニールひも、ホース、レジャーシートなどで、長さが50cm以上のものは「燃やすごみ」として出してください。長さが50cm以上のものや、まな板など、厚み（5ミリ以上）があり、硬いものは、リサイクル設備を損傷させるおそれがあるため、「プラスチック製品」に入れないでください。

**【スライド20枚目】（19分41秒～20分48秒）**

次のようなものは、特に取り扱いに注意を要するごみの例です。

リチウムイオン電池など、電池や電気で動くものは火災のおそれがあるため、電動式のおもちゃや、電化製品などは、「拠点回収」に持ち込んでください。ただし、大きさが30cm×40cm×40cmを超えるものは、「大型ごみ」になります。電池を取り除いていたものであっても、「燃やすごみ」や「プラスチック製品」としての回収はできないため、必ず「拠点回収」に持ち込んでください。

刃物類・ライターなどの危険物についても、「拠点回収」に持ち込んでください。

針付きの注射器やチューブといった在宅医療器具は、感染症等拡大防止のため、交付され

た医療機関や薬局に御相談ください。ただし、針が付いていないビニルパックやチューブ、カテーテル等は「燃やすごみ」になります。

また、マスクや抗原検査キットも「燃やすごみ」になります。

**【スライド21枚目】（20分49秒～22分22秒）**

このような細かい分別ルールを設けているのには、主に次の3つの理由が挙げられます。

1つ目は、設備等を損傷する危険性があるためです。ライターやリチウムイオン電池は、収集や選別処理の際に、発火して火災が起こるおそれがあります。

また、長さが50cm以上あるものや、厚さが5mm以上ある分厚くてかたいものは、リサイクル施設の設備に支障をきたすため、長さや厚さで制限を設けています。

2つ目は、作業員にけがや感染症等の危険性があるためです。収集したプラスチックごみは処理施設において、手作業等で異物を除去します。収集や分別の際に作業員にけがや感染症などのおそれがある、刃物類や在宅医療器具、マスク、抗原検査キットなどは対象外にしています。

3つ目はリサイクルに支障があるためです。回収したプラスチックごみは、様々なプラスチック製品などにリサイクルされます。リサイクルに支障がないよう、汚れがひどいものは、水洗いをするなどして、汚れを取り除く必要があります。

ごみの分別ルールは、ごみを安全に、かつ効率的に収集・処理するために設定しています。手間がかかるかもしれませんが、ごみの分別への御理解・御協力をお願いいたします。

**【スライド22枚目】（22分23秒～23分02秒）**

このように分別いただいた「プラスチック製品」の出し方は、次のようになります。

令和5年4月からは、これまで、「燃やすごみ」の袋に入れていた「プラスチック製品」を、「プラスチック製の容器・包装」と一緒に同じ袋に入れて出してください。缶・びん・ペットボトルとは別の袋で出してください。

収集日は、これまでの「プラスチック製の容器・包装」と同じです。

なお、令和5年4月以降、分別区分の名称は「プラスチック類」になります。

**【スライド23枚目】（23分03秒～24分27秒）**

令和5年4月から新たに開始する「プラスチック製品」の分別ルールの概略は以上になります。

今回の分別ルールの変更に伴い、マンション等の管理者の皆様におかれましては、次の3点を御対応いただきたく、御依頼いたします。

1つ目は、居住者にごみの新しい分別方法を御周知ください。周知方法などの詳細は、動画③、「ごみの分別方法の居住者への周知、及び共同住宅等分別周知等届出制度」、を御視聴ください。

2つ目は、ごみの保管場所等の環境整備です。業者収集のマンション等をはじめ、建物敷地内にごみの保管場所がある場合については、従来よりもプラスチックごみが増える可能性

がありますので、保管場所のスペースの確保や、掲示いただいている分別表示の変更をお願いいたします。

3つ目は、収集形態や頻度等の見直しです。ごみの保管場所のスペースが十分に確保できていないと、保管場所でごみの分別ができず、誤った種類のごみが回収されることとなります。このような場合には、必要に応じて、ごみの回収頻度を増やしていただくなどの御検討もお願いいたします。

**【スライド24枚目】（24分28秒～25分05秒）**

京都市では、居住者への周知にご活用いただける啓発資材を御用意しております。

プラスチック類の分別啓発チラシについては、日本語のほか、英語、中国語（簡体字）、ハングル表記のものもございます。

また、保管場所等に掲示いただくごみの種類ごとのステッカーもございます。

その他の啓発資材については、動画③「ごみの分別方法の居住者への周知、及び共同住宅等分別周知等届出制度」を御視聴ください。

**【スライド25枚目】（25分06秒～25分31秒）**

なお、今回例示したプラスチック類の分別は、ほんの一部です。より詳しい分別の例は、市民しんぶん各区版（3月15日号）の「はさみ込み」や京都市ごみ減量・リサイクル総合情報サイト「京都ごみネット」などにお示しする予定ですので、御参照ください。

**【スライド26枚目】（25分32秒～25分55秒）**

令和4年度マンション等管理者講習会 動画②は以上です。御視聴ありがとうございました。

続きまして、動画③「ごみの分別方法の居住者への周知及び共同住宅等分別周知等届出制度」を御視聴ください。